

虐待防止のための指針

訪問看護ステーションひなた

2025.04.01

第1条 基本方針

訪問看護ステーションひなた(以下「ひなた」という)は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)に規定する利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努める。

第2条 虐待の定義

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者いわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 介護・世話の放棄放任

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、その他利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

第3条 虐待防止のための具体的措置

① 虐待防止委員会の設置

虐待防止に関する責務等、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に次のとおり「虐待防止委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(1) 委員会の委員長、委員は毎年選任する。

(2) 委員会は定期的に年2回(東予地区管理者会(6. 12月))で検討したテーマについて開催し、かつ必要に応じて委員長が招集する。

(3) 委員会の審議事項

- ・虐待防止のための研修計画の策定に関すること
- ・各訪問先で発見、対応した虐待や支援等に関する問題について情報共有
- ・虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関すること、また発見時に市町への通知が速やかに行えるための方法等に関すること
- ・苦情解決制度、第三者評価、成年後見制度の活用に関すること。
- ・その他虐待の再発防止策を講じた際にその効果及び評価に関すること

第4条 虐待防止のための職員研修

虐待防止の早期発見と発生時の速やかな被虐待者の権利擁護を実施するため、定期的な研修(年1回以上)を行う。研修は虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。

第6条 虐待の早期発見等への対応

(1) 虐待の早期発見

虐待は利用者の権利侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートする傾向にあることを認識し、平素から責任者は利用者、家族とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努める必要がある。

(2) 虐待発見時の早期対応

虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先に誠意ある対応や説明を行い、利用者や家族に十分に配慮すること。また被害者のプライバシー保護を大前提としながら速やかに組織的な対応を図り、行政に通報、相談する。そして発生要因を十分に調査、分析するとともに、再発防止に向けて組織的な取り組みをおこなう。

第7条 職員が留意すべき事項

職員は利用者の人格を尊重することを深く認識し、虐待を防止するための措置を遵守する。虐待事案の発生は、利用者の生命と生活を脅やかすのみならず、社会的な信頼を著しく損なうことを十分に認識する必要がある。

第8条 本指針の閲覧

本指針は利用者の求めに応じていつでも閲覧できるようにする。また利用者及び家族にも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は 2024 年 4 月 1 日より施行する。